

千葉市まちづくり応援寄附金（市民活動団体を指定した寄附）による 寄附金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉市ふるさと応援寄附金に係る対象事業のうち寄附者が特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等のまちづくり活動を行う市民活動団体（以下「団体」という。）を指定して寄附をする「千葉市まちづくり応援寄附金」（以下「寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の受付）

第2条 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）及び市の指定するインターネットサイトにより、受け付けるものとする。

2 寄附金は、法令等による制限がある場合又は寄附の目的が公序良俗に反する場合には、受付を拒否することができる。

（収納方法）

第3条 寄附金の収納方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 納入通知書による納付
 - (2) 現金の直接納付
 - (3) 市の指定するインターネットサイトが取り扱う方法による納付
 - (4) その他寄附者の利便性の向上に資する方法で、次項の協議を経て別に定める方法
- 2 寄附金の収納に必要な手続きは、千葉市予算会計規則の定めによるほか、会計管理者と協議の上、決定する。

（納入期限）

第4条 納入通知書による寄附金の納入期限は、納入通知の日から起算して30日以内とする。ただし、寄附者から申出があった場合には、この限りではない。

2 納入期限を超過してもなお納入が確認できない場合には、寄附者の意思を確認し、適切に処理するものとする。

（お礼状及びお礼の品）

第5条 寄附者から指定された団体は、寄附金を収納した場合の感謝の意を表すため、団体が自ら作成したお礼状を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者に関する情報を市が当該団体に提供することに関し、寄附者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 お礼の品については、提供を行わない。

(領収書及び寄附金受領証明書)

第6条 寄附金の受領を証明するために発行する領収書の様式は、市が発行する納入通知書に付随する領収書を使用するものとする。

2 現金、又はインターネットサイトを利用したマルチペイメント(納入通知書を除く)での寄附に係る領収書については、寄附金受領証明書を発行する。

(寄附金整理簿)

第7条 市は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金整理簿を整備する。

(寄附金の取扱い)

第8条 市が収納した寄附金は、次条及び第10条に規定する要件を満たしていると認められる場合には、指定された団体に対して寄附金として交付する。なお、その判断にあたり、市は必要に応じて関係部署又は関係機関等に意見を求めることができる。

2 市の責めに帰さない事由により、指定された団体に寄附金を交付できない場合、又は当該団体から返還があった場合には、財政調整基金(市政全般)に寄附するものとする。

3 寄附金の交付を受けた団体は、速やかに当該寄附金の活用を検討するよう努めるものとする。

(対象団体の要件)

第9条 団体の申請により次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合には、当該団体は寄附金の対象団体(寄附者が指定できる団体。以下「対象団体」という。)となることができる。

(1) 団体に係る要件

ア 総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。

ウ 過去3年以上(団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降)の事業活動や決算・財務の情報を、開示している又は開示を可能としていること。

エ 10名以上の構成員で組織された団体であること。

オ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。

カ 会員が納めるべき会費等の収入がある場合、会費等の集金を廃止することや、会費相当額を寄附金として会員に寄附させることなど、寄附金を事実上の会費等に代わるものとして取り扱う意思がないこと。

キ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。

ク NPO法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。

ケ 団体の役員等（代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(イ) 自己、自団体若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(2) 活動に係る要件

ア 主に千葉市内で公益性の高いまちづくり活動を行っており、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 千葉市の施策と整合する活動を行っていること。

(イ) 千葉市との協働の実績を有すること。

イ 千葉市内で1年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

エ 活動の目的が、宗教、政治的なものでない（法第2条第2項第2号の要件に該当しない）こと。

(寄附金の使途)

第10条 寄附金の使途は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 公益的な事業及び当該事業に必要な経費であること。

(2) 法第2条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。

(3) 市民の便益につながる事業に必要な経費であること。

(4) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。

(対象団体の登録)

第11条 対象団体として登録を受ける意思のある団体は、対象団体登録申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。なお、次に掲げるもののほか、市の求めがあった場合は、必要な資料を提出するものとする。

(1) 誓約書（様式第2号の2）

(2) 寄附金に係る個人情報の管理体制等について（様式第2号の3）

(3) その他、対象団体登録申請書（様式第2号）に掲げる資料

- 2 市は、前項の団体について、前2条に規定する要件を満たしていると判断できた場合には、対象団体として登録するとともに、市のホームページ等で紹介する。なお、登録にあたり、市は必要に応じて関係部署又は関係機関等に意見を求めるものとする。
- 3 前項の規定により対象団体として登録を受けた団体は、対象団体登録申請書（様式第2号）に記載した内容に変更が生じた場合又は前2条に規定する要件を満たすことができなくなった場合には、その内容を市に報告するものとする。

（登録の辞退）

第12条 前条の規定により対象団体として登録を受けた団体が、当該登録を辞退する場合には、対象団体辞退届（様式第3号）を提出するものとする。

（登録の抹消等）

第13条 対象団体に法令違反、定款や規約の違反等ふさわしくない事象が発生した場合又は第9条及び第10条に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合には、市は当該団体に対し改善を要求するとともに、第11条第2項に定める紹介を中止するものとする。

- 2 前項による改善の要求を行った日から1年以上経過してもなお引き続き改善されない場合には、市は対象団体の登録を抹消するものとする。

（寄附金の交付等）

第14条 対象団体に寄附金を交付する場合には、市は当該対象団体と交付の対象となる期間及び金額等について、調整を行うものとする。

- 2 寄附金の交付を希望する対象団体は、前項による調整後の期間及び金額において、寄附金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 寄附金活用事業計画書（様式第4号の2）
- (2) 寄附金活用収支計画書（様式第4号の3）
- (3) その他、寄附金の活用に関して参考となる書類

- 3 市は、対象団体から前項に規定する申請書の提出を受け、その内容が適正であると判断できた場合には、寄附金を交付するものとする。

（寄附金交付の条件）

第15条 寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長に対し変更申請を行うこと。
- (2) 寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備すること。
- (3) この要綱を遵守すること。

- 2 前項第1号の規定により、変更の申請を行う場合には、寄附金変更申請書（様式第5号）

に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 寄附金活用（変更）事業計画書（様式第5号の2）
- (2) 寄附金活用（変更）収支計画書（様式第5号の3）
- (3) その他、変更後の寄附金の活用に関して参考となる書類

（寄附金交付の取消し等）

第16条 市長は、次の各号に掲げる場合には、寄附金の交付について、その全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 対象団体が、法令又はこの要綱に違反した場合
- (2) 対象団体が、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に当該取消しに係る部分の寄附金が交付されている場合、対象団体は、当該寄附金の全部又は一部を返還するものとする。

（活動状況の情報発信）

第17条 対象団体は、毎年度、自らのホームページ、各種SNS又は会報等の情報発信媒体において、活動状況、決算状況及び寄附金の使途等を広く情報発信することに努めるものとする。

（実績報告）

第18条 寄附の交付を受けた対象団体は、毎年度末現在までに交付された寄附金のうち、その年度中に活用した実績について、寄附金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、その日の翌日から3か月以内に報告するものとする。

- (1) 寄附金活用実績報告書（様式第6号の2）
- (2) 寄附金活用収支決算書（様式第6号の3）
- (3) その他、寄附金の活用実績に関して参考となる書類

（状況報告及び調査）

第19条 市長は、寄附金の使途等に関し必要があると認めるときは、対象団体に対して、寄附金の使途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（個人情報の保護）

第20条 対象団体は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害するこ

とのないよう、個人情報 を適正に取 り扱 うもの とす る。な お、対 象 団 体 が、そ の業 務 の一 部 を外 部 委 託 等 す る 場 合 に お い て は、委 託 先 に 対 し て も、個 人 情 報 に 関 す る 適 正 な 取 り 扱 い を 義 務 付 け る も の と す る。

2 対 象 団 体 に お い て、個 人 情 報 の 流 出 な ど の 事 故 又 は 事 故 に つ な が る お そ れ の あ る 事 案 が 発 生 し た 場 合 に は、直 ち に 流 出 を 防 止 す る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ る と と も に、す み や か に 市 に 報 告 す る も の と す る。

(補則)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。